

令和8年度スタートアップ促進等委託業務企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第2項の規定に基づき、令和8年度スタートアップ促進等委託業務に係る随意契約の相手方の候補者の決定に係る企画提案書の内容の審査を行うため、令和8年度スタートアップ促進等委託業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員の任期は、前条に規定する審査が終了するまでの間とする。

(委員長)

第3 委員会に委員長を置く。

(庶務)

第4 委員会に関する庶務は、商工労働観光部経営支援課において処理する。

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。